

朝日医療大学校施設設備利用規程

(趣旨)

第1条 朝日医療大学校（以下「本校」という。）の施設設備の使用については、この規程の定めるところによる。

(施設設備)

第2条 施設設備とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 教室、講堂、演習室
- (2) 会議室
- (3) 体育館
- (4) フットサルコート
- (5) 机、椅子等備品

(使用)

第3条 施設設備の使用は、原則として本校の授業又は行事以外の時とする。

(使用者)

第4条 施設設備を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本校の学生
- (2) 本校の教職員
- (3) その他学校長が施設設備の使用を許可した者

(使用手続)

第5条 施設設備を使用しようとする者は、使用する日の2週間前までに施設使用願または備品使用願を本校に提出し、学校長の許可を得なければならない。

2 使用期日前に使用料を納入し、使用許可書を受けなければならない。

(使用の変更及び取消)

第6条 施設設備の使用を許可した後であっても、本校において必要が生じた場合は、予告なくこれを変更することがある。

2 施設設備の使用許可条件に反する行為が認められる場合は、使用中であっても、その使用を取り消すことができる。

(遵守事項)

第7条 施設設備の使用を許可された者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用目的以外の目的に使用し、又は許可されたもの以外の施設設備を使用しないこと。
- (2) 使用を許可された設備、備品等を許可なく移動または持ち出さないこと。
- (3) 許可なく壁、柱、窓、扉等への張り紙や釘打ち等をしないこと。
- (4) 施設を含む敷地内での禁煙を厳守すること。
- (5) 許可なく施設内での物品の販売又は飲食しないこと。
- (6) 使用を許可された者は、これを第三者に転貸しないこと。

(学外者の使用)

第8条 学外者が施設設備を使用しようとするときは、第5条の規定に基づき学校長の許可を受けなければならない。

- 2 申請に際しては、本規程を理解し、その遵守を義務とする。
- 3 使用料は、別に定める。

(使用後の点検)

第9条 施設設備の使用を終了した者は、直ちに本校にその旨を連絡し、その点検を受けなければならない。

(弁償責任)

第10条 使用において、施設設備を破損、汚損又は紛失した場合は、使用者がその原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

- 2 施設設備の使用期間中、使用者側に盗難又は紛失、不測の事故、人身事故等が発生した場合については、使用者がその責を負うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

改 定

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

改 定

この規程は、令和6年4月1日から施行する。